

徳島県告示第五百五十五号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和四年九月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

1 化学名 一・（シクロブチルメチル）・N・（ニ・フェニルプロパン・ニ・イル）
・H・インダゾール・三・カルボキサミド（通称 CUMYL・CBMI
NACA）及びその塩類

2 化学名 「（ニS、四S）・二、四・ジメチルアゼチジン・一・イル」「（ハR）
・六・メチル・九、十・ジデヒドロエルゴリン・八・イル」メタノン（通称
LSZ、LA・SS・AZ）及びその塩類

3 化学名 一・（四・フルオロ・三・メチルフェニル）・ニ・（ピロリジン・一・イ
ル）ペンタン・一・オン（通称 四・fluoro・三・methyl・a
・PVP、MFPPV）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和四年九月六日